

➤ 補助対象とならない例

事業の実施にあたり、対象となる例・ならない例について、次の一覧の例を参考にしてください。

項目	対象とならない例
対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・営利目的の料理教室 ・食文化の継承という目的に沿わない料理教室(全国的に普及している食材を使って郷土食といいがたい料理を作る場合等)
食材費	<ul style="list-style-type: none"> ・使い残すほど大量に購入した食材、調味料 ・自宅にある調味料 ・料理の試作に使用する食材、調味料
講師謝礼	<ul style="list-style-type: none"> ・申請団体のメンバーが受け取る謝礼 ・申請者本人が受け取る講師謝礼
消耗品費	<ul style="list-style-type: none"> ・デザート用などで調理せずそのまま出す茶菓子類 ・使い残すほど大量に購入した消耗品(紙皿、紙コップ、コピー用紙等)

➤ Q&A

Q1. 令和4年度までの「地域の「食」をテーマにした料理教室・体験事業等支援補助金」と大きく違う点は何ですか？

A1. 大きくは次のとおりですが、詳細は交付要綱をご確認ください。①補助対象事業(1)郷土食・伝統菓子伝承事業や(2)在来作物伝承事業に該当しない事業については、補助率が1/2(上限10,000円)になります。②講師謝礼の上限が撤廃されました。③補助対象経費に使い捨て容器等の消耗品を追加しました。

Q2. 市外在住者は補助を受けられますか？

A2. 鶴岡市内の団体、または市内在住の方が実施する事業に限ります。

Q3. 同一の申請者が何度も申請することは可能ですか？

A3. 回数制限は設けていませんが、予算に限りがあるため、複数回申請された申請者はお断りする場合がございます。

Q4. 通年で複数回開催する事業を申請することは可能ですか？

A4. 可能です。しかし、補助金額等の取り扱いについては次のとおりです。

- ・参加者が同一の場合は、合算した経費を対象として補助限度額が適用されます。
- ・参加者を都度募集する場合は、開催毎に申請してください。開催毎に補助限度額が適用されます。

Q5. 郷土食・行事食等料理教室を開催する場合、料理の創作・アレンジは認められますか？

A5. 郷土食・行事食を基本とし、ライフスタイルに合わせた「減塩」や「時短」などのアレンジはしていただいて構いません。

Q6. 団体が事業を実施した場合、請求書の代表者印欄はどのように記載したら良いですか？

A6. 団体名(「〇〇会」など)や職名の印(「〇〇会長」など)ではなく、代表者の氏名の印(「佐藤」など)を押印していただきますようにお願いします。

以上